



長野県報

11月16日(月)
令和2年
(2020年)
第156号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾 病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地 変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・ 疾病対策課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	5
地方自治法施行令に基づく長野県高等学校等奨学金等の元利償還金の収納事務の委託（高校教育課）	5

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課、学びの改革支援課）	5
---------------------------------	---

告 示

長野県告示第555号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
今井整形外科	岡谷市長地権現町3-2-12	令和5年11月20日
長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター	小諸市相生町3-3-21	令和5年11月30日

医療政策課

長野県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
ウェルシア薬局安曇野豊科店	安曇野市豊科5453番地	令和2年11月1日

センスビュー薬局	長野市栗田424-2	令和2年11月1日
ピノキオ薬局	上田市古里146-26	令和2年11月1日
南の風薬局	松本市野溝西1-9-35-8	令和2年11月1日
吉田南センスビュー薬局	長野市吉田5丁目23番11-1号	令和2年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
有限会社高橋薬局 北佐久郡軽井沢町中軽井沢2-14	有限会社高橋薬局 北佐久郡軽井沢町中軽井沢3-6	令和2年10月1日
どんぐり薬局 安曇野市明科中川手3734 あやめシティー内	どんぐり薬局 安曇野市明科中川手3739-1	令和2年11月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
扇町薬局	塩尻市大門3-4-6	令和2年9月30日
センスビュー薬局	長野市栗田424-2	令和2年10月31日
吉田南センスビュー薬局	長野市吉田5-23-11-1	令和2年10月31日

保健・疾病対策課

長野県告示第559号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合1953の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第560号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩2566の4、2575の1、2666

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第561号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字中小谷字ヤブ屋敷ヨリ荒畑迄丙8450のイの1・丙8450のイの2・丙8450のロの1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、丙8450の1、字竹原丙6978

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第562号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5399のイ

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第563号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字小根山字百瀬1525の2、1526の1、1526の2、1528、1536、1537、1538の1、1540の1、1541の1、1541の2、1542、1544、1549の2、1549の4、1550の3、1551の5、1555から1557まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

小県郡長和町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 下仁田臼田線

- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市臼田字城下37番の12地先から 佐久市下小田切字横山75番の4地先まで	旧	10.1～17.1	0.1870
佐久市臼田字城下37番の12地先から 佐久市臼田字城下43番の1地先まで		12.0～23.0	0.1381
佐久市臼田字城下37番の12地先から 佐久市臼田字城下43番の1地先まで	新	12.0～23.0	0.1381

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里字堅2639番の1地先から 長野市鬼無里字清水2186番の1地先まで	旧	m 4.2~19.0	km 0.5017
同上	新	11.7~23.8	0.5017

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

長野県佐久建設事務所長 中田英郎

- 1 路線名 下仁田臼田線
- 2 供用を開始する区間
佐久市臼田字城下37番の12地先から
佐久市臼田字城下43番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年11月16日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市鬼無里字堅2639番の1地先から
長野市鬼無里字清水2186番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年11月16日

道路管理課

長野県教育委員会教育長告示第1号

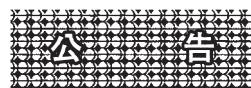
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）第1条及び高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）第1条の規定による貸付金（令和2年4月1日以降の償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。）の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和2年11月16日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

- 1 受託者の所在地
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
- 2 受託者の名称
弁護士法人一番町綜合法律事務所
- 3 委託期間
令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

高校教育課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和2年11月16日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立高等学校統合型校務支援システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称
長野県教育委員会事務局高校教育課及び学びの改革支援課
 - (2) 所在地
長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 J A三井リース株式会社長野支店
 - (2) 所在地 長野市南千歳1-12-7
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 5,808,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和2年7月27日

高校教育課
学びの改革支援課